

第1回資産債務改革の実行等に関する専門調査会  
実物資産に関するワーキンググループ

日時 平成19年5月30日(水) 18:00~20:02  
場所 合同庁舎4号館 共用第1特別会議室

(井上参事官) ただいまから、実物資産に関するワーキンググループの会合を開催する。第8回専門調査会で国の資産債務の改革について実施の段階に入ってきたということから、専門調査会の下に実物資産に関するワーキンググループと金融資産に関するワーキンググループを設置することとされた。金融資産に関するワーキンググループについては既に議論が始まっているが、実物資産については本日が最初の会合となる。

まずワーキンググループのメンバーについてだが、これは前回の専門調査会で紹介させていただいたので割愛する。

次に、実物資産に関するワーキンググループの運営規則と議事公開について、これは資料1と資料2に沿って簡単に説明する。

まず資料1をご覧ください。これはこの実物資産に関するワーキンググループの運営規則案であり、運営については第2条にあるように主査がワーキンググループの事務を掌理する。

「メンバーの欠席」については、第3条にあるように、代理欠席はできないが、書面等を通じての意見提出は可能という扱いになっている。

「議事」については出席されたメンバーの過半数をもって決するというになっている。

「審議内容等の公表等」については、第5条に書いてあるように、会合終了後、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表するというになっているが、公表が我が国の利益に重大な支障を及ぼすおそれがある場合、主査がワーキンググループの決定を経てその全部または一部を非公表とすることができるということになっている。

それから、内容の公開については資料2を参照いただきたいが、議事要旨は原則としてワーキンググループ会合終了後1週間以内に作成し、公開するというになっている。

配布された資料は、原則として公開ということになっている。

それから、ワーキンググループの会合自体は非公開である。内容については、要請があれば会合終了後、事務局より説明する場合もあれば、主査等が記者会見するということもあり得るということになっている。

ワーキンググループ会合の開催日程については、事前に周知を図るものと思っている。

それでは、専門調査会長として八代会長よりごあいさついただきたい。

(八代会長) 第1回の実物資産に関するワーキンググループの会合ということで、これ

は専門調査会の下に金融資産に関するワーキンググループと並んで設置されることとなっている。

それで、前回の専門調査会では国の資産債務の改革について実施の段階に入ってきたので、これら2つのワーキンググループを設置できるというふうに御説明したが、金融資産に関するワーキンググループについては既に議論が始まっており、実物資産については本日が最初の会合となる。

それで、私も含め多くの専門調査会委員に本ワーキンググループに所属していただくことになっているが、他方で本ワーキンググループのメンバーとして専門調査会委員以外からフロンティアマネジメント株式会社の大西正一郎代表取締役にご参加をいただくことになった。

また、同時に大西委員においては本ワーキンググループの主査に御就任いただくことをお願いしている。

大西主査は弁護士として訴訟案件のみならず、企業再生案件にも多数関わっており、産業再生機構在籍時にはダイエーの事業再生計画策定などでも活躍されている。先日の専門調査会では、御意見もお伺いした。そういう意味で、御専門の知見をこのワーキンググループにおいて生かしていただきたいと思う。

言うまでもないが、資産の売却や有効利用について国有資産が最大限に生かされるためには民間提案を生かす仕組みが大事なので、こうした取組みを進展させるためにも、ご専門の立場から委員の皆様には今後とも意欲的に御議論をお願いしたいと思う。

(井上参事官) それでは、今、八代会長からも紹介があったが、大西主査から一言ご挨拶をいただければと思う。

(大西主査) 私のような若輩者がいきなり主査ということで大変いろいろ御迷惑をおかけするかと思うが、皆様方といろいろ御相談、御協議しながら、このワーキンググループの議事を進めてまいりたいと思うので、よろしく願いできればと思う。

それから、私もどちらかという実務家として資産処分等に携わった立場からいろいろ御意見も申し上げ、またいろいろ御検討いただきたいと思っているのでよろしく願います。

(井上参事官) それでは、以後の議事進行は大西主査をお願いしたい。

(大西主査) それでは、本日の議事を進めさせていただく。

本日の予定については、国の実物資産に関わる取組みとして、財務省の藤岡次長の方から御報告があるということで承っているのですが、まずそれをよろしく願います。

(藤岡次長) 本日は、本ワーキンググループにお招きをいただき御説明させていただくことになったこと、厚く御礼を申し上げます。それでは、資料3という横長の紙だが、「加速する資産・債務改革の動き～国有財産関係～」の資料に沿って御説明を申し上げます。

既に、専門調査会では、2月19日の会合で国有財産における取組み、3月22日の会合で有識者会議の中間取りまとめのポイント等を御説明したところである。

その後、伊藤滋委員を座長とする財務省有識者会議で議論が進んでいて、取りまとめを6月の中旬に発表できる見込みで、最終的な調整、精力的な審議を行っているところである。したがって、その点についてはまだ具体的な内容を公表する段階ではないということで御容赦を願いたいと思っている。

1ページを広げていただきたい。これも専門調査会等で御説明した点の繰り返しになるかと思うが、基本なので再度申し上げたいと思う。

昨年の7月7日の閣議決定、「基本方針2006」が現在の資産債務改革の基本的な文章である。国有財産については、一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資等の売却に努め、今後10年間の売却収入の目安を約12兆円と見込む。更に情報提供を徹底し、PFIを積極的に活用するなど、民間の知見を活用した有効活用を、フルオープン化を含めて、推進するとされたところである。売却収入の目安12兆円の内訳については、日本郵政、日本政策投資銀行等の民営化法人の株式売却で8.4兆円、未利用国有地等で2.1兆円、宿舍・庁舎等で1.5兆円といった数字が示されたわけである。

「有識者会議」だが、私どもまさに民間の知見を活用するということであって、東京と地方と2つの会議を設置している。

もとより中心となるのは伊藤滋先生を座長とする有識者会議であって、不動産の専門家に加え、弁護士、会計士、ファイナンス等の専門家あるいは学識経験者の諸先生を結集して審議をいただいているところである。

合わせて、今回は特に23区外の宿舍等の議論があって、やはり地方のことは地方で、地域のことは地域でとあるので、全国の11の財務局にいわば伊藤先生のチームの地方版とも言うべき組織、地域における専門家、実務家あるいは地方公共団体等の民間有識者が参加した会議を設けているところである。その一連のプロセスの大きな特色を3つに分けて申し上げたい。

まず第1に、「徹底した情報開示」である。対象資産のすべてについて詳細な情報開示をするということで、通常の国有の情報提供に加えて、法定容積率に対する利用率だとか、建物であれば経年何年であるといった点まで、すべてについて詳細な情報開示を行っている。

また、会議についても詳細な審議資料・審議状況を公表することとしている。

次に、「広範な民間知見の活用」ということで、私自身の経験の中では最も広範で精力的な審議の会議の一つであろうと思っている。計54回、135時間の審議を行い、その中には、広範なバックグラウンドの方、これは不動産会社の方もあれば、金融関係の方もあれば、デベロッパーの方もあれば、あるいは宅建業者の方もあるといったような大変広い範囲の方からのヒアリングを行っている。

また、「現場に根ざした議論」ということである。私どもが扱っている国有財産の話は、他面において、金融資産を含めた資産債務改革ということで、その中でももちろん議論すべき課題でもあるが、一方で、金融資産、例えば転々流通する証券と比べて、非常に個別性、

固有性が強いところにその特色があるところだ。

現場主義ということで、これは伊藤先生のご持論だが、現地視察、入居している方々からのヒアリングも行い、更に、都市模型での検討もしているところである。

昨年 18 年の 6 月に最初の報告が出ているが 23 区内の宿舍 325 団地を 107 団地へ縮減する。6,600 戸を削減する。最近話題の赤坂、番町、青山その他いろいろな地区が話題になっているが、危機管理用の宿舍を除いて都心 3 区の宿舍はすべて廃止をするということである。

ここで、先ほど宿舍・庁舎等の売却収入の目安は 1 兆 5,000 億円ということを申し上げたが、23 区内の宿舍は約 5,000 億円という目途なので、そこを達成したわけだ。

「中間とりまとめ」は主に 23 区内の庁舎、それから札幌から福岡、熊本までの 23 区外の宿舍の議論があった。大変広範な議論だったが、これについてもやはりビジョン、有効活用の方向性、あるいは基本的視点、類型別の処分方針については極めて重要であり、そういった類型化を含めた考え方の提示を行って、売却収入についても地方の宿舍で 0.5 兆、23 区内の庁舎で 0.5 兆という当初から説明している数字を前提として作業したところだ。

6 月中旬にまとまる予定の取りまとめでは、23 区内の庁舎、23 区外の宿舍、一部 23 区内の宿舍の積み残しについても議論をいただいて、精緻でダイナミックな移転・再配置計画を策定しようとしている。

以上により、基本方針で明示された 1.5 兆円の売却収入の目安は達成されるという見込みである。

合わせて、2 ページであるが、前回 3 月 22 日に専門調査会にご説明をさせていただいた以降の話であり、これも御案内のところと思うが、これは実物資産に限らないが、尾身大臣から工程表というものを諮問会議に提出させていただいている。18 年 6 月の行革推進法において財務大臣がこれを公表し、策定し、明らかにする必要があるとされたものである。

3 ページは、昨年 6 月の報告書、23 区内の宿舍はどのように処理をするかということについてであるが、これも多数のヒアリング等を行った結果として、冒頭に申し上げた 325 団地を 107 団地に下げるといった内容となった。これはどういう作業手順を踏んだかということも敷衍して申し上げる。もともと昨年 3 月に財務大臣の報告等でもあったが、売却収入の目安 5,000 億というものがまずありきということであった。

これをにらみながら、御覧の宿舍廃止基準をつくり、現下の国家公務員宿舍なにかんづく 23 区内宿舍の必要性等を吟味して、地価の高い都心 3 区に所在する宿舍は原則廃止を行うが、一部いわゆる危機管理要員の宿舍は残す。

また、法定容積率等に対する利用割合 5 割未満の宿舍というのは、これはいかにも利用割合が悪いということで、これも廃止をしようということだ。

また、小規模宿舍、3,000 平米未満ということで、これについても廃止をする。

あるいは、耐用年数 40 年を迎えるものについても廃止をする。

その他、特に活用が考えられる宿舎も廃止する。

また、各府省が持っているいわゆる省庁別単独宿舎についても、検討の対象とするということで非常に大幅な見直しができたということである。この結果、都内で 55 ヘクタールの土地、全てを売却した場合、約 4,860 億円の売却収入が見込まれるというものであった。

引き続き、19 年 3 月に行った中間取りまとめの概要の説明である。幾つかのパーツに分かれているが、まず 23 区内に所在する庁舎ということである。これについても、昨年 8 月来議論を重ねておりヒアリングその他、現地視察等をやってきたわけだが、次のページにある 5 つの原則というものを立てつつ、庁舎の類型ごとに有効活用の指針を設定して、この 6 月に極めて具体的で精緻な移転・再配置計画を公表できる予定である。今、関係府省との調整等もほぼ進んでおり、地方公共団体ともいろいろ相談しながら、極めて具体的な議論を行っているところだ。

そういうことの作業の流れをいま一度振り返ると、まず、ここで約 5,000 億円の売却収入が目安として設けられていた。

それに対して、「作業方針」として利用者利便とか、あるいは危機管理、まちづくりといったようなものを立てた。また、5 ページには非常に詳細な、財政健全化への貢献の観点、あるいは中央官庁らしい危機管理の観点、あるいは本来行政サービスであるから利用者利便の観点、まちづくりと景観の観点、あるいは民間的手法の活用、といったような 5 つの原則を示している。

6 ページが、より具体的な類型別の指針である。やってみて極めて有効な指針であった。これは、まず、各府省に提示をし、その段階からこれでそれぞれの役所の理解を得ながらやっていかなければいけない作業ということだったが、こういった統一的な指針を明瞭な形で示すことで協力をいただいていたということである。

霞ヶ関の中央官庁であるが、危機管理能力の強化、土地の経済的な有効活用、環境・景観・まちづくりといった観点が重要である。優先的な検討対象として耐震性が低い庁舎、これはいわゆる保有水平耐力を前提とした耐震性の指数があるが、これで見ると。また、霞ヶ関の中央官衙地区で約 18 万平米未利用の容積率があるが、これは余っているブロックを優先していく。あるいは、もとより地方分権以降、都市計画、建築規制は地方公共団体の権限であるので、そこに配慮する。また、民間活力の活用も重要な論点である。

それから、霞ヶ関以外にある中央官庁、あるいは東京都、又は複数の都県を管轄するいわゆるブロック機関あるいはその出先機関といった点であるが、大手町に御案内のとおり現在気象庁の建物あるいは東京国税局等が入局する大手町の合同庁舎 3 号館がある。ここは大変に民間の需要も高く、地価水準も高いところである。公正かつ透明な手続きの下でできるだけの余剰地を捻出・売却をする。その際に、信託・証券化、コンペ方式等の活用も検討するという中間報告を受けたところである。

合わせて築地の海上保安庁の海洋情報部あるいは若松町の総務省統計局・人事恩給局等

があるので、こういった庁舎についても高層化し、霞ヶ関近辺や 23 区内の交通の利便のよい場所に存在する庁舎を集約化して土地をなるべくつくっていきたいということである。

それから、類型の 3 である。これもある意味で非常に重要なポイントである。金額的には必ずしも多く出てくるわけではないものであるが、法務局、税務署といったいわゆる地域を管轄する機関が散在している。例えば、世田谷に行くと区役所の回りに税務署であるとか、法務局であるとか、社会保険事務所であるといったものが散在している。それぞれの価格は大手町などと比べて大きい訳ではないが、これについては基本的に集約化する。例えば、税務署だったら税務署の建物を高層化してそこに他の官署も集約できないか。それで、いわゆるワンストップサービスという行政利便も図られるし、同時に、余った土地を捻出できるのではないか。

あるいは、他の庁舎は持ってこれないが、容積率が余っているところであれば公務員宿舎をその上にできないか、そうして余ったスペースを有効活用していくといったようなことも考えている。

類型の 4、これも大変に重要で「分室・会議室」というものである。実は、関係の方々にはよく知っていると思うが、各府省にはいわゆる分室といった会議のスペースがある。こういったようなものが都内に幾つかある。こういったものも共用会議室などを活用することとして廃止できないか。ただ、そうは言っても、迎賓館であるとか飯倉公館といったような施設は、使用頻度を見ると必ずしも多くないという議論もできなくはないのだが、そういった施設の性格を考えて、存置をするということも検討している。

「研修所」についても、多数の研修所を各府省が持っているということである。例えば、人事院であれば青山の元の人事院総裁公邸のところに研修施設と宿舎が一緒になったようなスペースを持っている。あるいは、若松町には統計局の研修センター、市ヶ谷には財務省の研修所がある。こういうものはそれぞれ地価の高いところにある必要がない施設ではないか。この 4 つ 5 つの研修所を、郊外の地価の安いところに集約化する。かたがた、研修ということは決して無駄なことではないので、きちんとした研修施設をつくるということを検討する。

それから、役所は「倉庫・書庫」というものがまたある。例えば文書には保存年限があり、一定年限、申告書を持っていなければいけない税務署であるとか、あるいはいろいろな文化あるいは学校関係の文書を保存しなければならない文科省には、国税庁であれば大崎に、文科省であれば白山に書庫を持っている。これも地価が高いところがあるので、集約化できないか。そのようなことをやっているところである。

それから 7 ページである。23 区外の地域に所在する宿舎で、昨年都内 23 区を検討したので、札幌から福岡、熊本に至るまでそれぞれの地域の宿舎についてこれを検討している。

検討の基準については、ここでやはり 5,000 億円の売却収入の目安ということが骨太の段階で明示されているので、5,000 億円を前提としながら基本的には 23 区内の地域の宿舎と同様の廃止基準である。ただ、地方だと国家公務員の絶対数が少ないので、敷地面積が

小さいことが多い。そういうところを見ながら 1,000 平米未満の小規模宿舎はすべて廃止するというところでやっている。

地域の活性化は重要な課題であり、地方の有識者会議での御議論でも、その観点から注目されているとのことである。それから 8 ページだが、3 月の中間とりまとめでも、もともと P F I の一層の活用、信託・証券化の活用等、ここに書いてあるところを提言しているところであるので、引き続き民間活力の導入を図っていく必要があるというところである。

9 ページも具体的に既に今までも説明したところであるが、平成 12 年度の S P C 法に基づく証券化条件入札、これは日本の証券化入札の嚆矢となった案件であるが、以下、分譲型土地信託、P F I 化等々も行っている。

続いて、10 ページは情報の公開である。これも前回説明した内容と重複するが、予算も無事 3 月に成立したので、改めて御説明申し上げる。今回、国有財産の情報システム、これについて抜本的なシステムを更新する。そういった情報アクセスのことや、次の 11 ページであるが、今のシステム、各省のシステムが必ずしも統一されていない。現在、国有財産の関係では、これは細かな数字で時によって変わるので昨年時点の数字だが、各省独自システムの端末が 1,968 で、財務省のシステムを使っていたのが 1,555 である。財務省のシステムの端末だと、すぐにデータが処理できるが、そうでないと、いまだに一部 C D - R O M で持ってきてもらってやっているところもあったり、様式も違い、オンラインでもないというところがある。行政財産というのは法律上、各省庁に権限があって、財務省には二次的に統括する権限があるのだが、各省庁の情報をいわば総括部局である財務省と共有するというのは極めて意義深いことであり、これでかなり今後監査の強化にもつながるのではないかと。

ただ、大幅なシステムの改善であるので、3 年くらいかかって新システムがオープンすることになる。

12 ページであるが、19 年 6 月の報告書の方向に触れている。以上の話について、ここから先はいわば国有財産の話の現場をこういう機会であるので諸先生方に知っていただきたいということで、話題として具体例として幾つか実例を御紹介したい。個々の話は非常に個別性が強い話であり、既に終わった話もある。

旧防衛庁檜町の跡地の売却についてであるが、もともと防衛庁本庁、防衛施設庁あるいは各本部があったが、これを市ヶ谷に移す作業があったがようやく平成 12 年に移転を完了した。

その後、事業者による開発が進み、平成 13 年に入札が行われた。6 年かかって今般、跡地にビルがオープンされたとのことである。

14 ページであるが、国有財産の売却・有効活用に関して、どういう手続きがあるかということを中心に端的に御説明申し上げると、庁舎、宿舎あるいは未利用国有地がある。それで、

もし今ある土地を売ろうと思うと、その役所の機能を維持する形で移転・再配置計画をま  
ずつくる必要がある。そういった庁舎は最大限の効率性、経済性あるいは危機管理の問題  
もある。当然のことで極めて重要だが、利用者利便の問題、業務の効率性といった問題、  
それから円滑な業務移転、円滑な移転・退去計画も決める必要がある。そういったところ  
の多方面からの検討等が始まり、種々の法規制をクリアする必要がある。

建築基準法の規制もあり、これは例示であるが、都市計画法の規定もある。具体的な権  
限は東京都庁、区役所である。例えば容積率の割増をするといってもこれは色々な要件が  
あり、画地内に公共の道路がある場合、ない場合、その他いろいろな条件がある。

合わせて東京都の景観条例、まちづくり条例、千代田区であれば景観まちづくり条例に  
適正に服す必要もある。

加えて、これは法的な意味での拘束力はないが、東京都の場合、新しい都市づくりビジ  
ョン、あるいは都市開発諸制度活用方針が示されている。あるいは、区であればそれぞ  
れのマスタープラン、グランドデザイン、ガイドプランといったような都市計画責任当局と  
してのプランが示されている。こういったものを見ながら進める必要がある。

それから、不動産の問題で境界確定、近隣地主との調整、と言った問題もある。また、  
借地権・借家権等々の調整も必要となってくる。

それから、当然であるが、地下埋設物の問題もある。また、文化財の問題についても、  
日本国民が長い歴史の間で築き上げたものを保存するということは大変重要である。

あるいは土壤汚染の問題とか、いろいろなものをクリアしながら事が進んでいくという  
世界である。

16 ページ以下だが、現在、経済財政諮問会議の議論で、地方の活性化は大事ではないか  
との議論がなされている。例えば熊本であると、熊本駅に新幹線が数年後には開通をする  
ので、駅前の再開発事業が進んでいる。この中核施設で合同庁舎を誘致された。そこに P  
F I を中心とした再開発の庁舎をつくるということである。地元の声でも、地元の人が土  
日も使えて人がにぎわうような庁舎にしていだけるということで大変期待をされている。

17 ページは、その関連なので省略する。

18 ページであるが、その他の似たようなケースとして例えば札幌の場合は、もうできて  
いるが、札幌でも都市再生特別区、これは内閣府都市再生本部の都市再生緊急整備地域第  
二次指定を受けた上で民間ビルが札幌第一合庁の跡地に建てられた。

名古屋だが、都市再生本部の 5 次プロジェクト決定を内閣府の決定により、柳原地区を  
一体として開発をするといったプロジェクトが進んでいる。

大阪は、大阪大学病院の跡地もこれは地元と協議して中之島西部地区再開発に生かして  
いただいた。これは、当時は国有財産で独法財産ではなかった。

広島についても、これは若草町地区等について都市再生緊急整備地域第三次指定を受け  
て、未利用国有地等の活用が行われている。



福岡は小規模な案件だが、天神の九州漁業調整事務所の跡地を周辺と一体開発をするといったことをされている。

19 ページ以下は細かな数字で、前回は御覧いただいた。

この中で、45 兆円が出資財産である。この出資財産は大きく分けて J T、N T T という会社の株式の形式で持っているものと、独法の出資権を持っているものとある。前者の株式会社の場合は会社法上の株主権を行使できるので、例えば決算の報告、大株主として報告等を受けることができ、意見を申す場があるが、独法については出資に伴う権利は何もないので、これは台帳を持っているということである。独法の管理自体は独法通則法と各独法設置法による管理でやっている。また、未利用国有地というのは、4,034 億円くらいある。

20 ページ以下に、細かいものでこういったものをどういうふうに、まずは地元の公園とか公用、公共用に使いたいという話があれば 3 か月間要望をお受けして、それがなければ、その後には今度は最終的には入札にかけてという手続きをやっていくということである。

21 ページ、地方公共団体等が使う場合については、一定の要件に該当したのものについては無償貸付をすることができるという規定になっている。ただ、国の B S でも棚卸資産の方で経理している、いわゆる移転経費を要した財産、これを売って何かを建てるという財源になっている財産、それから物納財産、これも税収に変わるものだが、これは全額時価売払いということで行っている。

22 ページは、公用・公共用への売却実績ある。

23 ページ以下も、物納財産というのはたまってどんどん増えていったが、ここ 4、5 年、大体 17 年度にピークアウトし、物納財産は売ってきている。25、26 ページには一般競争を中心として売っていったということが示されている。

この中でも価格公示制度を一定の場合に導入したり、地方の普通のいわゆる宅建の方が使っているレインズというシステムに乗せているとか、期間入札とか、S P C 条件入札とか、分譲型土地信託とか色々工夫をしている。以上、やや長時間にわたったが、「加速する資産・債務改革の動き～国有財産関係～」についてお話し上げた。

( 関会長代理 ) それでは基礎的なことで、復習になるが、実物資産の目標というのは 12 兆あって、8.4 兆は出資財産でやる。そうすると、3.6 兆になる。今お話を伺っていると、23 区の宿舍で 5,000 億、23 区以外の宿舍で 5,000 億、23 区の庁舎で 5,000 億、したがって 1 兆 5,000 億は宿舍と庁舎で大体出てくる目途がついてきているわけである。

そうすると、2.1 兆というものが残るわけだが、これはどういうふうに考えておけばよろしいか。未利用国有地等で 2.1 兆なのか。今の未利用国有地というのは全部売っても 4,000 億しか出てこない。もっと高く売れるならば別だが、2.1 兆をどういうふうにつくられようとしているのかというのが私の質問である。

( 藤岡次長 ) これは期末の残高が 4,000 億ということなので、実は物納財産はフローで

毎年入ってくるわけである。それで、物納財産が毎年入ってくる数字、売却していく数字を積み上げていってこういった数字になってくるということである。4,000 億というのは期を超した数字である。売るためには境界確定とか、地元の人々の調整とかもある。それから一部国有地として整理しているが、厳密には物納では権利的財産の収納も今、認めているので、建物が建っているケースがある。そうすると、家は国の名義ではなくて下物だけが国の名義になっている土地もある。その他、色々なたまりのもの、そういったものを積み上げて 2 兆 1,000 億になる。売却にドライブをかけてやっていくということで、こういった説明になっている。方々、未利用国有地の中には今年、財務省の主管歳入、一般会計歳入というところで 19 年度 2,165 億を見込んでいる。今見ていると、むしろ地価が東京中心にずっと下がってきたのが反転してきているが、大体こういった数字で我々事務的に積み上げて見積もって売っていく。庁舎、宿舍は今、生きているものの共用を廃止させて売る作業に比べると、こちらの方はいずれにしても、定常業務の中で処理していくということで私どもは考えている。

それで、結果としては、上ブレも下ブレもあると私たちは考えている持っている。もちろん、私どもは売却収入の目安として 2 兆 1,000 億と申し上げているし、10 年後にそれは検証されるべきだと思っているが、実は地価が高くなれば高くなる可能性もあるし、その逆もあり得よう。

ただ、私たちの行政評価としては無駄なストックを持っていない、抱え込んでいない、売れるものは売っているか、という検証をしていくことが、もちろん 2 兆 1,000 億というのは極めて重い数字だが、実務的には重要な作業であろうと思っている。

( 関会長代理 ) そうすると、2 兆 1,000 億はこれから入ってくる物納されているものを含めて、要するに未利用のものを売っていくということを出していくということである。そうすると今までの大きなマクロ的な数字は達成できるということか。

( 藤岡次長 ) 今、私どもが見積もりを立てれば地価の問題もあり、それからさっき申し上げたように、ある都市の高額物件が地権者の調整で 1 年ずれ込んだりとか、いろいろな要素はもちろんあるが、2 兆 1,000 億円、1 兆 5,000 億円を含めて私どもは売却収入の目安を達成できる段取りであると考えているところである。

( 関会長代理 ) そうすると、先ほどあったような全国 11 財務局にチームをつくっておやりになられている。それから、18 ページなどはその具体的な事例だと思うが、こういう全国にまたがる国有地の有効活用であるとか、物納以外に例えば返還用地だとか、それからこれも地方ということになると思うが、23 区以外の庁舎だとか、そういうものは目標との関連で言えばプラスアルファだという整理でいいか。それはそれで進めていくと考えておいてよいか。

( 藤岡次長 ) 6 月までの 3 回の報告書だけを足し込んで 1 兆 5,000 億出るようになった。

( 関会長代理 ) それで、2.1兆は大体めどがついていると考えてよいか。

( 藤岡次長 ) これは定常業務なので、普通の業務を継続していけば一般的には出てくる数字である。

( 関会長代理 ) 数字上の整理は、私のような整理でいいのか。

( 藤岡次長 ) 大筋はそのとおりである。

( 大西主査 ) 今のことに関連した質問だが、10年間で2兆1,000億というと、例えば17年度末に売却が2,675億。これは、例えば1年間で新規に入った物件の売却と、それからストックの売却というのはどういう構成になるか。

( 藤岡次長 ) 詳細な資料はあるので、もし必要であれば届けたいが、割と売れるものは次々と売れ、たまっているものはたまるという状況にある。17年度は公式決算を出しているの、そういった例で数字を示したい。

( 大西主査 ) 要するに、私の知りたいのは、フローで最近どのくらい入ってきているのかということと、そのストックで実質売れる見込み額がどのくらいで2兆1,000億が構成されるのかということが知りたいという趣旨。

( 藤岡次長 ) 調べた後に事務局に届けることとする。

( 翁委員 ) 23区内の宿舎の件について、私は一番町に会社があるが、その辺りのマンションは、恐らく5、6年前の2倍ぐらい今、価格が上がっており、近くにたくさんいろいろな宿舎がある。これが数年後ということで、どのように変わるかはわからないのだが、もしこの希少性がそのときも評価されれば相当上ぶれる可能性もあるのではないか感じを持つ。一方で、どういう売却をするかによってその地域の不動産価格に相当影響を与えると思うので、売却価格や売却手法についてアカウンタビリティというか、そういうものが非常に重要になってくるだろうという感想を持っている

それから、1つ質問だが、こういった例えば23区内の宿舎などについては売却のやり方としては、ミッドタウンの例では幾つかのコンソーシアムによってそれで一番高い価格を付けたところに売却し、その後いろいろな地区計画との調整をしてということだったようだが、宿舎も庁舎も含めて、段取りとして例えば業者に対していろいろな開発の提案を出してもらい、それによってコンペティションをすとか、いろいろな考え方があると思うが、そういったことについては今どのような方針で考えているのか教えていただきたい。

( 藤岡次長 ) 実は、3月の中間報告の中の引用でも少しあったが、十分コンペ方式というものは魅力的な提案だろうと思っている。他方で、財政当局としてはより早く、より高く売りたいということが財政資源の確保という見地から素朴に、かつ強くある。

一方で、当然のことながら、公正性・透明性というものが、非常に強く求められているといった中で、コンペ方式を採る場合には、実はPFIがそうなのだが、総合評価方式による一般競争入札というのが今の改定法令で認められているやり方である。総合評価というのは、一般競争入札でやるべしと会計法令に書かれているが、一般競争入札を価格だけでやらず、価格以外の要素と配点を事前に公示し、例えば、企画力5割、価格5割で、そ

れをもちろん事前に公表する。それから、審査員を決めて点を付け、その点が一番大きいところに落とすというやり方である。そういったやり方が今、許されるやり方でもあるし、PFIでも対応されている一種の企画コンペにもなっているやり方である。

私たちの立場はいわば都市計画当局ではない。国有財産の地権者の立場である。公共財産であるからそういったものを踏まえてやりたいと思っている。

ただ、一般には特に物納財産はもとより、これは一般競争入札が原則であるし、手際もいい。特に物納の場合は数が多いので、いわゆる物件長所の作成とか、不動産業者に対して外部委託して、あるいは鑑定も全部鑑定士にお願いして、役所は契約機関であるので会計手続きをやって、これらを売っていけばいいのではないかと。

(桜内委員) 2点お聞きしたいが、1つ目がここで言うと6ページ辺りとかで類型別に売却有効活用の方針というものが書かれている。これはこれでよくまとまっていると思うのだが、考え方を教えていただきたいが、霞ヶ関は売らないと。売らない場合の、例えば類型2とかで大手町などについても例えば定期借地権であるとか、売らずにどう活用するのか。いろいろなやり方はあるかと思うのだが、今、言ったのは定期借地権の活用とか、そういったものはどのくらいこの方針の中で議論されているのか。あるいは、どう活用の中で位置付けられているのかということをお願いしたい。

それから、今日のワーキンググループの話に直接関係ないが、2ページにある例の工程表だが、これまでこの専門調査会で資料はあったのだが、これに関して議論がなされることはなかったので指摘をしておきたい。

工程表はよくできたものだと思うが、専門調査会の一委員として意見を言わせようと、工程表の中で行革推進法の執行について、それを計画的に定めたものだが、ここには条文はないが、行革推進法58条2項というのがあり、財政運用の原則とか、それに関する情報開示ということで、例えば国の債務残高を抑制することというのが3号にある。それで、1号に将来の国民負担を極力抑制する云々で、まさにこの専門調査会でこれまでずっと議論をしている将来負担の最小化とか、それに非常に関連する文言があるが、この58条2項というのは私が見たところ、全く工程表の中で触れられていない。ほかの条文は全部触れられているように見えたが、これはどういうことなのか。別にこれはこの場で回答をもらう必要はないが、専門調査会本体で議論をする場がなかったので、一応指摘だけさせていただく。

(藤岡次長) 個人的には定期借地権の活用というのもやってみたいことのひとつだと思っている。

ただ、幾つか制約要因がある。1つは、5,000億の売却収入をキャッシュで欲しいといった場合、仮に大手町の土地に定期借地権を国が設定する形でビルを建てるといった場合には売却収入が当然そのまま売ったことに対すると出ないということになる。ただ、この

一連の作業をやっていて桜内委員の感じはよくわかる。

やはり 5,000 億円の売却収入の目安を確保するというを説明しなければいけないという制約の中で生きているというのが極めて正直なところである。

それで、定期借地権の活用というのは宿舍、庁舎の P F I で活用したいと思っている。昨年の 6 月に伊藤委員にまとめいただいた宿舍の報告の中で、都内で小菅に土地があり、宿舍をつくる作業をやっている。これは P F I で 1,200 戸級の宿舍をつくるということで、ここで初めて実施方針で収益事業を事業用借地を使ってやっていいということ、今まで明示したことは P F I 宿舍にはないが、明確な形で明示してやってもらおうと思っている。

ただ、不動産の業者の方などから担当はずっとヒアリングをして、これはむしろ八代委員から大所高所の議論をいただくべき話だと思うが、一般に 50 年の定期借地権というのは長すぎて使いにくい。他方で、事業用借地が 10 年ないし 20 年となっている。P F I の事業自身は 30 年事業期間、国庫債務負担行為がとれるが、では 20 年から 30 年の間のものができるかと言うと事実上そちらが制約要因になってできない。

それから、P F I も建物の耐用年数は 30 年ないし 40 年くらいの超長期で設計する案があってもいいと思うが、これは P F I の制約からする 30 年でしかできないといった諸制約があって、少し使い勝手が悪い。

地権者のサイドで、財務省としては、いわゆる法制当局、また、規制改革会議というか、お願いをしたいようなところで、現行制度には、使いにくいところがある。

そういった意味で、先ほど申した小菅の宿舍のように、現に初めて今回 2 つ新しく、改正国有財産法に基づき、行政財産に使用収益の許可を明示的に認めるといことと、それから事業借地を明示して認めるということをやっている。

(大西主査) 2 番目の質問に対してはいかがか。

(藤岡次長) これは国の将来の国民負担を極力抑制するというので、行革推進法成立後の最初の 7 月 7 日の基本方針で明らかになった我々のパーツのところは一生懸命やっているということである。

(野村委員) 2 点お伺いしたい。

1 件は、以前より伊藤委員からも発言が多くあり、先ほども紹介のあった三権分立の件。23 区の問題はまだ立法府の問題があるということだが、前に私は専門委員会で地方の裁判所が何とか合同庁舎に入ってもらえないか、という点を指摘した。それが実現すると、かなりいい土地が空く。世界的に見ても、例えばドイツなどでは裁判所がスーパーマーケットと合築されているところもあり、それでも十分機能できるというのが現状で、世界的にはそういう国もある。

そこまでいなくても、合同庁舎であればそれは別段不自然な感じもない。また逆に裁判所が独立した建物だと入りにくい面もあり、そういうところをもう一步、まず地方の裁

判所辺りから是非手を付けていただきたいと思っている。

それからもう一点は、別な会議で大丸有地区の中の特に大手町の土地との関係でも、金融の国際化というか、マーケットの国際化の議論の中で、この辺りは特区の構想もかなり出てきている。そういう一方で国の成長戦略の中で金融の国際化、マーケットの集中あるいは大丸有地区の活用というようなことが出ているが、その辺りの政策の調整というか、そこにある程度この大手町の土地を使いたいと思っている人もいると思うが、それが必ずしも高く売るということと一致するわけでもなさそうなので、政策がバッティングしているような気もする。この辺りの調整がついているのかどうかを教えてください。

(藤岡次長) 報道で承知している限りであるが、のご発言では、現在念頭に置いておられるのは日本橋地区ということで、むしろ日本銀行、東京証券取引所等を中心としたブロックではないか。

いずれにしても、やはり大手町、丸の内、あるいは日本橋、すべて伊藤委員がいつも言っておられるように国の共有財産なので、非常に広い立場からの御議論があろうが、国有財産当局としては、まずは、財政健全化への貢献を第一に、高く売ることを検討しなければいけないというのが基本ポジション。

現在の都市再生本部の東京 23 区、特に千代田区については、大手町について第 5 次決定でやっている。それで、都市再生特別地区の決定を受けているという状況であり、必要であれば丸の内、有楽町あるいは日本橋を含めたところでどうされるかというのは内閣官房に都市再生本部があるので、そこを交えて御議論いただいて決めていただく話と思っている。

特にそこは丸の内、日本橋となると国有地はほとんどないので、これは政策論として国有当局の立場を超えるが。

(富山委員) 重複するが、例えば司法とか立法とかで同じような考え方でどのくらいあるのかということ積算できるのか。前の議論では多分それは抜いて 3.6 兆円と積算しているかと思うので、せっかくそういうものがあるのであればどのくらいなのかということがわかるとよいと思う。

それから、既に次長から議論があったように、土地の中ではランドマークバリューのあるものはそんなに下落しない。実際ここ十何年間の間でも、実はランドマークのところというのはそんなに下がっていない。そういう意味で言うと、ランドマーク的な性格の部分に関して私はエクイティポーションをある程度国が持っていていいと思っている。定借ともかぶるが、念のために言っておくが、1 点目についてだけお願いしたい。

(藤岡次長) 資料があるので、これも先ほどの話とともに事務局を通じてお届けする。

(松山審議官) 今日の御説明で今後のこのワーキンググループの御議論のためにできれば、先ほど関会長代理が御質問をされた点だが、19 ページに金額ベースの表があるが、よく党の方で昨年何万件もあるとか、何十万件もあるとか、そういう議論はあったが、例え

ば先ほどの未利用国有地というのは件数ベースで言うとどれくらいの数があるのか。それで、左側の行政財産の方もどれくらいの数があるのか。そのイメージがないと、何となく議論しにくいと感じている。

それからもう一つは統計上の問題ではないが、専門調査会では、このワーキンググループで資産債務改革を独立行政法人、大学法人、それから地方公共団体、そういったところでも目標を定めてやっていく必要があるという御提言をいただいている。それを考える上で、地方の場合には財政投融資的なことも多少あるが、実物資産の有効活用なり売却処分というのは3セク等の処分と合わせて非常に重要になってくる。地方公共団体にとってそのひな形になるような改革を地方でもやらしてもらえばいいという意味で、今日お示しいただいた類型化の議論も地方で参考になると思うが、もう少し一般的な、いろいろな不動産についてどういう基準で売却していけばいいのかというようなことを整理していただけるとありがたい。

それから、その話と関連するが、やはり19ページの表で民間の知見の活用というのもこれまでいろいろ議論されており、今日も次長に触れていただいたが、網かけになっているブルーの部分は、伊藤委員の有識者会議、それから地方の有識者会議でこれまで議論をされて、民間の知見を生かしているという理解だと思うが、それ以外の未利用国有地については先ほど御説明の中で一般競争入札が原則なのか。

基本的には一般競争入札でしょうという御説明があったが、こういう分野で別の民間の知見の活用を生かそうというようなことを考えられていることがあれば、それも教えていただきたい。

(藤岡次長) 件数等は作成して、まず事務局にお届けし、また今後の段取り等があるので御相談させていただきたい。

それから、我々が地方に範を垂れるとか指導的な役割を果たすという立場ではないが、いずれにしても我々の議論は更に続けていきたい。また、御相談させていただく。

(伊藤委員) 今のことに関連して発言したい。

19ページで公園用地など地方団体等への貸付財産は2兆円ある。これについての御判断も是非この専門委員会でやっていただきたい。これはかなりの金額であり、これまでは慣例としてそういう公園施設は無償だった。

(藤岡次長) これは伊藤委員御指摘のとおりで、現在都内の日比谷公園あるいは代々木公園、名古屋で言えば名城公園、大阪で言えば大阪城公園、これは全部国有財産で無償貸付をしている。これは本来、伊藤委員の有識者会議でこれも俎上に乗せて議論していただきたいと思っている案件である。

それから、今どういう関係になっているかということだが、新規に公園用地として地方公共団体に渡す場合には先ほどの資料にあったとおり、無償貸付は面積の3分の1、とい

うことでやっている。ただ、これは歴史的な経緯があり、戦前からのものもあるので、こういった土地については、原則、全部無償貸付である意味では既得権になっている。

(伊藤委員) 今まであいまいにしていたものを明確にするということなので、やはりこの国有財産のワーキンググループはまさにそういう議論をしなければならない。立法府についてもしなければいけない。

(八代会長) まさにそういう議論が必要なので、23区については伊藤委員の委員会で精力的にやっていただいているが、地方は当然ながら難しく、地方に11人も伊藤委員のような方がおられるとはとても思えないので、いろいろ難しい問題もある。だからこそ、先ほど野村委員がおっしゃったような一種の典型例というか、例えば裁判所も合同庁舎に入っているのではないかと。それから今の都市公園の問題なども、これはかなり共通ベースのことなので、これはやはり霞ヶ関の方で一括して総務省とか法務省の方と交渉をする。その結果を地方でまた使っていただかないと、ちょっと地方では手に負えない。

(伊藤委員) スタートはやはり私は経済財政諮問会議だと思う。それを受けて現実に仕事を動かすのはそれぞれの現場の省とかということになるが、その根本論のところ非常に重要だと思う。

(八代会長) 当然そういう大事なことは経済財政諮問会議に反映させていきたい。国と地方の財政は今、非常に問題になっているが、地方税をどうするというような議論よりもこちらは根本的な問題で、それは地方にある程度負担してもらうのか、あるいは買ってもらうのか、賃貸料を払ってもらうのかというのはむしろ地方税と国税の関係よりはるかに単純な問題である。しかも財務大臣もいつも地方は随分負担が軽くなって国は大変だとおっしゃっているわけだから、それはそれとして十分考慮に値する問題ではないかと思っているので、ほかにもこういう類型化できるようなものがあれば是非まとめて検討する価値はあると思う。

(大西主査) では、お聞きしたいことがある。

1つは、先ほど件数をまとめてほしいというようなお話があったことに関連で、例えば23区の6ページの類型とか、件数とともに金額は出ないと思うが、2、3、4も含めていろいろ分類をされていると思うので、これはどういう割り付けになっているのかについてもまた御説明をいただきたい。

それから、23区もしくは23区外も含めてこういう廃止基準を設けられて、全体に幾らかの資産のうちこういう基準でこういうふうに幾らになったという全体観を、何となく把握した上で議論できるとありがたいと思うので、可能であれば御準備いただきたい。

それから、そもそも論としての外的な質問かもしれないが、要するに5,000億、1兆円という宿舎、庁舎を入れると1.5兆という売却収入だが、未利用国有地であれば当然国の債務が減ることになると思うが、庁舎とか宿舎だと当然その代替で購入するということがあると思う。そうすると、それをある意味では無視をして、単純に売却収入のこれ



だけをカウントするという議論でいいのかどうかというのはよくわからなくて、その辺は何か今まで議論されているのかどうか教えていただきたい。

(藤岡次長) 計数面の話は事務的に検討して提出させていただく。むしろ地方公共団体に対する作業指針として、これは経緯的にも明瞭な基準設定というものが大事である。であるから、やはり5,000億円出せとか1兆5,000億円出せという数字をいただいた方がいわば作業指針としては非常に有効であったし、関係各省に対してそういうものに御協力していただきたいという意味でこれは非常にありがたい。結果として私たちはその荷物を背負ったわけだ。

それで、昨年7月7日の閣議決定、「基本方針2006」ではグロスでしか議論していない。グロスで作業するということが前提となっている。そういった意味で我々の頭のつくりがどうなっているかということ、グロスでどれくらい処分できるかということを作業指針としてきたし、それによって昨年7月7日の基本方針との間が評価されるべきだろうと思っている。

それで、資産の取得についてはこれから本当にどういう設計をしていくかということで、個別の積算がないと役所的には難しい話であり、もとよりまた新たに減価償却資産を取得するわけだから、国的に言えば減価償却資産の科目が増えてくるといった面はあろうかと思う。

ただし、減価償却資産だからまた減価がということになるのか。土地を売る場合には減価しない資産で、価格の変動は別である。そういった意味では少し土地を売って建物を買うということはやや性格が違う。最終的には資産の価値はなくなるものも取得することであり、それが1点特色があると思っている。

それからもう一点言うと、実は霞ヶ関でもそうだが、耐震性の審査をすると例えばこの4号館、それから財務省の建物というのは保有水平耐力を前提とした耐震性指数で見ると、0.7ないし0.8ということで、これはこの間の能都半島地震で一番大きかった6強の地震が起きると倒壊する危険性がある建物である。それから、内閣府の建物のうち本館部分というのは0.37で、これはもっと弱い。

本来建て替えなければいけないもの、一般会計の税負担でやらなければいけないものを代替するという部分もあるので、むしろ土地を売ったものでやるというのは財政貢献、そういった切り口というのもあろうかと思う。

(大西主査) 今の御回答は多分そうかなと想像していたが、ただ、通常の企業だと普通は代替で仕入れたときに、結局バランスシートがどうなって、その差がどうでネットで負債が減ったかということが目的ということかと思うが、このお話だと移転コストがどれだけかかろうか、または取得でどれだけコストがかかろうか、そこは余り関係なくて、ランニングコストの問題、それから一定の距離の中で手当てしなければならないと思われる代替の土地、その辺の姿の中でトータルとして移転によって幾ら負債が減ったのかという

議論は要らないのか。

(伊藤委員) そこは初めから意識しており、大体建物を建てるのが土地を売ったものの4分の1くらいかかる。だから、5,000億だったら1,000億強は建物を建てるのにかかる。

であるから、逆に言うと次長は5,000億のもので言っているが、私は6,000億出せば建物に対して元が取れるのだろう、そういうような目標も考えなければならないなということをごろ言っている。

1兆5,000億というのは前の小泉さんのときに私が言ったが、そのときも、グロスだった。だから、私の主張をしていることは前の小泉政権のときに決まったものよりももっと突出しており、主査の言うとおりであり、これは常識である。

(藤岡次長) 実際のネットの債務の取り方、それからネットの財政支出、もちろんなるべくコストは安くしたいと思っている。そこは何も変えることはないが、もともと大西主査が今回入ってこられてそういうふうなお感じを持たれるというのは極めて自然なお話だ。

(大西主査) あとは、その問題はグロスだけではなくて多分一件一件の廃止基準のところにも影響が出てくるとは思う。

(藤岡次長) もちろんそうである。

ただ、1点これだけは理解していただかなければいけないが、役所の仕事なので、作業目標を閣議決定の形で与えられて作業をやってきた。したがって、この種の作業はそれとの対比で評価されていくべきものだろうと思っている。ただ、それはそういう文章がどうだったかという話であって、伊藤先生がお話になっている考え方があり得るということは十二分に理解をしている。

(野村委員) 少し話がそれるが、地方のこれからの資産の売却のときに、その周辺の政策との関係で、郵政民営化を視野に入れておく必要があると思う。民営化後の郵便局会社が不動産というものを事業計画の中心にすえているからだ。それはもちろん不動産仲介業をやると言っているわけではなく、自分たちが割り振られた、国からもらったと言えはいいのかもしれないが、その財産を有効活用するという話だ。

簡単に言えば中央郵便局の建替えの問題である。駅前にある中央郵便局を大きなビルに建て替えて、そこに民間のいろいろなテナントを入れるというような形の開発をせざるを得ない。そのせざるを得ないという人たちが地方でそれを始めるわけなのだが、彼らもそれらをやることによって地方の人たちから歓迎されなければいけないので、当然地方の人たちのまちづくり協議会とか、そういうものを立ち上げるということになってくるのだと思う。

郵政民営化後は正しい理解とは言えないが、私たち住民から見ると、やはり郵便局の建物は国の建物だと思っている人が多いので、それが変わるということと同じタイミングでいろいろな国有財産が総合的に変わっていくという絵が描かれなないと歓迎されないと思う。その辺りの協議のタイミングとか、あるいは推進役をどこに置くのかとか、郵政をどう

使うのかという、その辺りの戦略を是非考えていただいた方がいいのではないかという感じがする。

(伊藤委員) 地域活性化の事務所は多分いろいろな人々がいて40人から50人いる。それと都市再生本部とがタイアップして、今のようなことを一生懸命やっている。

だから、今のお話はむしろこの場から離れて地域活性化とか都市再生とか、あるいは中心市街地活性化推進本部とか、そういう領域のところへ持っていくと非常に有効に動くのではないかと思う。そこには野村先生をご存知のNPOや協議会などがたくさんできており、当然彼らは今のような話題を待っているのである。

(関会長代理) 地方だとか独立行政法人の議論は避けて通れないわけで、野村先生がおっしゃったような裁判所の問題もあるし、そういう公共的な空間なり施設というものを全体としてどう配置していくのかという議論をしないといけないのだと私は前から強く思っている。せっかくそういう話になったので少し意見を言うておく。

(富山委員) さきほど伊藤先生から地価が上がっているというお話があったが、最初の1ページ目の基本方針2006を決めた当時と、確かに地価水準というのはずっと変動している。それで、一般論でどちらかということと市場関係者の見方としてはイールドスプレッドなどを見ると東京の地価はまだ上がる余地があるのではないかという説もある。

私が言いたいのは上がるかどうかということではなく、要は変動するということ。金利の問題やいろいろなことで変動していくのである。そうすると、例えば2006年においてはかなり厳しいターゲットが、2009年の段階で見たらとても楽なターゲットになっていることもあるし、逆もあり得る。そのような、どのくらいハードルが上がっているかということのフィードバックは何年おきにかかるような仕組みになっているのか。

(伊藤委員) 実は、この有識者会議は10年くらいやるようにということだったのだが、要するに、地価監視や売却の推進など全部を見届けるということになっている。例えば、公務員宿舎は10年で7割処分するよう言われているが、それが本当にできるかどうかや、売却の価格が本当に目標を達しているのかどうかなど、私たちは、そこまで仕事を与えられているのであろう。

(富山委員) そうだとすると、この1ページの議論での一番最初のところの話というのは、普通の企業であれば10年間で1つの経営計画で走るということは絶対あり得ないわけで、状況の変化によって方向転換をすることは必要と思うのだが、その辺はどうだろうか。

(藤岡次長) 役所の仕事であり、かつ単年度予算主義を前提とした会計の対象外の話であり、言わばスローガンのような方針を出されたということだと思っている。そういった意味で、いわゆる厳密な意味で会計検査院がやるように、ここの経営はこうだった、ということにはなじまない話だというのが1点。2点目は、もともとこれは18年7月7日のベースであり、実際にはもっと高くなる可能性があるかもしれないし、安くなる可能性だってあるし、だれもバブルの崩壊は予想できなかったようにわからない。

( 富山委員 ) それはそのとおりだと思う。その次元の話ではなくてむしろこの専門調査会の次元の話として、それをずっと追っていく立場として、例えば今から 2009 年の段階で、2006 年のときにある前提でこういうことを考えてみたけれども、では 2009 年にその状況で見たときに大前提として同じ計画、同じ物の考え方でいいのだろうか、というのは、もう一度そういう議論をする場所があっていいような気がする。

( 関会長代理 ) 最初に中間報告を出した立場で言うと、富山先生の言っていることは当然で、10 年で国の債務残高を半分にするという大前提があって、その中身としてほぼ 140 兆をやれば達成できるという大きな目標で、ではその中身を固めようということです。そして実物資産についてはとりあえずここまでやればほぼこの 12 兆円のようなものが出てくるという中で、国有財産を始めとして一番手近な 23 区をベースにして伊藤先生などの専門家に入ってやっていただいているという位置付けである。

だから、世の中も変わるわけであり、大きい目標に照らして、恐らく財政再建もこのようなピッチでいいのかという議論も、今すぐそれを見直すということにはならないと思うが、当然専門調査会に与えられたミッションとしてはそういう大きな立場からもう一度今やっていることを評価し直す。金融資産も、まずは 2,000 億から始め、5 兆円くらいまでいくのではないかとというようなことでやっているわけだが、20 兆あるからどうするんだという議論もあって、全部そういうことを詰める進捗を見ながら磨き上げていく。そして、大きな目標そのものも再検討するような財政状況なり経済状況はあるかもしれない。それはまさにこの専門調査会のミッションなのではないかというのが私の理解である。

( 伊藤委員 ) もう一つ、この専門委員会で重要なのは、独立行政法人と学校法人と地方である。これについてははっきりした戦略を立てて、戦術を組んで、本当にこの専門委員会がどこまで切り込むのか、これはものすごく大きいと思う。

だから、今までの計画のチェック・アンド・バランスも重要。だが、我々はきちんと独立行政法人、学校法人、地方について明確に宣言しているから、これはやらなければいけないと思う。これについて全く今は議論が具体的には出ていない。そこは非常に重要な課題だと思う。

( 大西主査 ) どこまで対象を広げるかという議論があるかと思う。

( 関会長代理 ) その件についても、国有資産についてはかなり詰まってきた。だから、伊藤先生がおっしゃったように、この議論しか今できていない。前の中間報告もできていないことは事実である。それで、地方と独立行政法人と大学分野の独立行政法人について今後どう詰めていくかということが、基本方針を含めて、この専門調査会が取り扱わなければいけない一つの大きな課題だという認識はできている。しかし、具体的にどう進めるかということは詰まっていない。だから、それも含めて専門調査会がやはり大きな方針なり、枠組みなりというものを出していかなければいけないということがテーマである。ただ、随分議論もしたのだと思うが、なかなか難しい。

( 八代会長 ) まさに今、関会長代理がおっしゃったとおりであって、一度ヒアリングは

したのだが、まだ十分検討していない。

ただ、そのときに今、国がやっているやり方が非常に重要な一つの手掛かりになるわけで、それをベースに今度は独立行政法人、地方、学校法人等についてもやっていく必要があると思う。

それから、富山委員がおっしゃった点は私も当然のことだと思う。例えば地価であるとか、資産価格がどれくらい上がるか下がるかによってこのターゲットになる数字も変わるの当然で、この当時こうだったということであればその後の変化があれば当然これくらいになるというのを、もちろん3年くらいの単位で見直していくというのはあると思う。それはまだ先の話であるから、当座はまず独立行政法人、地方等についてやっていきたいと考えている。

(大西主査) 今日のお話は、立法、司法も含めてどうするか、今の独立行政法人も含めて、とりあえず今、出ている国の資産の中でどう類型化をしてどうやって売っていくかというモデルを先につくって、それからどう広げていくかというように進めた方がよいと思ったのだが、どうであろうか。

(藤岡次長) 専門調査会、またワーキンググループの運営について私どもがとやかに申し上げる立場ではないので、必要に応じて御協力申し上げる立場と思っている。

ただ、個別の話、かつ有限の資産について伊藤委員を中心としたチームで詰まってきた状況である。そういったものの例をこれから地方なり、あるいは独立行政法人等に生かせるということであれば、非常によいと思っている。

そういった意味で、前専門調査会でお取りまとめになった意見でも、財務省の伊藤先生の有識者会議でこういうことでやっていただく。

今までこの半年間、御議論を見ていて、独立行政法人なり地方が後回しになる課題であるとは思わないし、やはり広い意味の国の資産を考えたときに私ども自身がやれない。自分たちがやれるところについては伊藤先生御指摘になったように、いわば法人としての国が持っている財産についてはこれだけ大きなことをやってきているわけなので、そういったところで今回成果もかなり宿舎で始まって出てきている。

(八代会長) 全くそのとおりだと思う。今後ともいろいろ藤岡次長の知見を活用させていただきたいと思うので、よろしく願いしたい。

(大西主査) では、いろいろと論点が出て時間もきたので、今後の予定についてはまた各委員の方の予定等も踏まえて調整させていただく。

今日の論点というものをある程度整理した上で、次回までに皆さんにお流しをして、議論できること、できないことも含めて一つひとつやらせていただくということでよいだろうか。

(藤岡次長) いずれにしても、6月半ばには私どもの報告書が出る予定である。行政財産自身、各省にとっては城である。それについて今、非常に広範な方面、それから実は自治体との関係が非常に重要なので、精緻な作業をやっている。それについては6月の半ば

には、発表させていただきたいと思っている。